

# あおば事務所のお知らせコーナー No.154 代表社員 阿久津 渉

## ○社会保険(健康保険・厚生年金)の算定の時期になりました ～社会保険

今年も社会保険の算定(正式には定時決定)の時期になりました。算定とは4月5月6月の給与の総額を基に、その年の9月分からの社会保険料額を決める手続きです。当事務所より算定についてのお知らせを送りました(顧問先様によってはメールにてお送りしております)。必ず開封のうえ、内容を確認いただきますようお願い申し上げます。不明な点がありましたら、あおば事務所までご相談ください。

## ○賞与の保険料率について ～社会保険・雇用保険

これから賞与の時期になりますので、個人負担分を控除する際の保険料率をお知らせします。

※健保組合等は下記と違うことがあります。

- ・健康保険⇒ 4.925%(埼玉) 4.95%(東京) 4.95%(茨城) 4.955%(群馬)  
4.965%(神奈川)
- ・介護保険⇒ 0.785% (40歳以上65歳未満の方)
- ・厚生年金⇒ 9.15%
- ・雇用保険⇒ 0.3%(建設業は0.4%) ※会社負担分は 0.6%(建設業は0.8%)

①賞与の社会保険料を計算する際には賞与支給額の千円未満は切捨てます。

例えば賞与額が123,456円であるなら、千円未満を切り捨てて123,000円としてこの額に料率を掛けて計算します。

②上限額 健康保険→1年度で573万円 (毎年4月～3月までの賞与額の累計)

厚生年金→1ヵ月間の支払額が150万円 (同月で2回支払いがある場合はその合計額)

上記の金額を超えた分には保険料が掛かりません。

## ○健康保険の被扶養者の調査とマイナンバーの確認について ～健康保険

今年も健康保険の扶養に入っている家族等について、協会けんぽ(健康保険協会)の確認作業が始まります。これは就職や収入が増えたことにより、扶養の要件から外れていないかを確認するものです。扶養として認められる収入額は、1年間の見込みが130万円未満(60歳以上・障害者の方は180万円未満)となっています。6月中旬より「被扶養者状況リスト」が協会けんぽから順次発送されます。

また、マイナンバー特集号でお知らせしましたように、今年度は上記の「被扶養者状況リスト」とともに、マイナンバーが確認できない被扶養者及び70歳以上の社員がいる事業所様には「マイナンバー確認リスト」が届きます。

### 今後のスケジュール

6月中旬～7月中旬頃：協会けんぽから事業主宛てにリストが発送されます。

①「被扶養者状況リスト」：健康保険の扶養の条件を満たしているかご確認いただき、必要事項を記入し、事業主印を押印してください。

②「マイナンバー確認リスト」：記載されている対象者のマイナンバーを記入してください。

※確認対象者が10人以上の場合はCD-Rのリストとなります。



同封されている返信用封筒で直接、協会けんぽに返送してください。

※マイナンバー確認リスト対象の事業所は特定記録用の封筒が同封されています。



「被扶養者状況リスト」の控え書類を、あおば事務所にFAX又はメールでお送りください。

今回の調査にはマイナンバーの情報が含まれておりますので、同封されている返信用封筒にて「被扶養者状況リスト」と「マイナンバー確認リスト」を直接、協会けんぽに返送くださいますようお願いいたします。また、「被扶養者状況リスト」につきましては、あおば事務所のデータ管理上、控え書類をFAX又はメールにてお送りください。収入の考え方や記入方法など少しでも疑問がありましたらご相談ください。書類が届いたらとりあえずご連絡をいただいても結構です。ご協力お願いいたします。



社会保険労務士法人

**あおば労務経営事務所**

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

TEL: 048-592-0475 FAX: 048-592-0590

URL: <http://aobaroumuoffice.com/>

e-mail: [akutsu@aobaroumuoffice.com](mailto:akutsu@aobaroumuoffice.com) (阿久津直通)

[mado@aobaroumuoffice.com](mailto:mado@aobaroumuoffice.com) (事務所共通)